

第1 監査の請求

1 請求書の提出

平成26年12月24日

2 請求人

略

3 請求の要旨

本件住民監査請求の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求対象職員

大阪府立金岡高等学校校長 和栗隆史氏（以下「金岡高校長」という。）

(2) 請求対象行為の日時と内容

- ・ 平成26年7月17日
- ・ 大阪府立金岡高等学校（以下「金岡高校」という。）で、「大阪から日本の教育を変える！」をテーマに、堀江貴文氏（以下「堀江氏」という。）、大阪府教育長 中原徹氏、金岡高校長のトークセッションが行われた。

その際、校長マネジメント経費（旧校長裁量予算）から堀江氏に35万円の講師謝礼（以下「本件謝礼金」という。）が支出された。

(3) 違法、不当である理由

ア 参加した生徒は約180名で、在籍者に対して20%弱しかいない。保護者の出席は21名（生徒数の3%以下）、教員の参加者は在職者の半分以下の約20名のみである。

生徒参加者の少なさから生徒対象の学校行事とはいえない。また、同様に保護者対象の研究会・学習会でもないし、教職員研修でもない。一方、議会関係者（大阪維新の会）が3名、大阪府教育委員会3名、報道関係者（TV・新聞・通信社）6名、他校の管理職4名が参加していることからして、校長就任を私的に披露する意味合いが強い。

このような理由から公金である校長マネジメント経費から支出すべきものではない。また、本件謝礼金35万円は、この予算枠の3割を占め、本来学校教育に使うべき予算を圧迫している。

イ 堀江氏の講演内容は、次のように報道されており、生徒・保護者・教職員に対して不適切なものであった。

「自分が今、高校生だったら学校に行かずにiPhone（アイフォーン）のアプリを作っている。」（西日本新聞）

「皆さんが勉強していることは、社会ではほとんど役に立たない。」（MBSニュース）

(4) 大阪府が被った損害

不当に支出された 35 万円

(5) 請求する措置

金岡高校長が大阪府に 35 万円返還することを求める。

第2 請求の受理

本件請求は、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件謝礼金は、違法又は不当な公金の支出に該当するか。

2 監査対象部局

大阪府教育委員会及び金岡高校

3 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、請求人から陳述を希望しない旨の書面の提出があった。

4 監査対象部局の陳述

監査対象部局から、陳述書（平成 27 年 1 月 23 日付け教委高第 3396 号、教育委員会事務局教育振興室高等学校課長及び金岡高校長名。）が提出された。その要旨は、次のとおりである。

(1) 校長マネジメント経費とは

ア 平成 26 年度校長マネジメント経費実施要領（教育委員会事務局教育振興室高等学校課策定。以下「実施要領」という。）において、事業目的として、「本事業は、すべての府立学校において、校長・准校長が強いリーダーシップを発揮し、中期的（3 か年間）視点を踏まえて策定した学校経営計画（以下「学校経営計画」という。）に基づいて行われる、PDCA サイクルによる学校経営の一層の推進を図るために実施する。」と定めている。また、予算配当額については、「校長マネジメント経費」として、学校経営計画を実現するため、校長・准校長がその責任と権限において執行できる予算配当額は、高等学校全日制、多部制単位制Ⅰ・Ⅱ部及び支援学校（167 校）については 120 万円を上限とする。」と定めている。

イ 各校は、学校経営計画に必要な経費について詳細に記載した配当依頼を教育委員会事務局に対して提出する。教育委員会事務局は、各校から提出された配当依頼に記載された全ての項目について、内容が学校経営計画に沿ったものか、校長マネジメント経費で支出可能なものかを確認し、使途として疑問のあるものは学校に問い合わせ、必要に応じて各校に修正を求めた上で、教育委員会事務局が適切であると認めたものに限り予算を配当する。

ウ 校長マネジメント経費の使途例の主なものとして、研修講師への謝礼、講習会や研修会に参加する教員の出張に要する旅費、体験入学に参加する中学生の損害保険料、学校説明会で使用する外部会場の借り上げに要する費用などがある。

(2) 本件講師謝礼の対象事業

ア 平成26年7月17日、金岡高校において、12:00から「ホリエモン一日校長」、13:15から「ホリエモン・教育長・金岡高校長によるウェブ直前予告番組」、13:30から「特別講演会（講演と対話）」（これらを合わせて、以下「講演会等」という。）、15:00から「トークセッション」（以下「トークセッション」という。）を行った。

このうち、講演会等は、金岡高校が主催し、学校の教育活動の一環として、同校の生徒を対象に実施した。本件講師謝礼は、講演会等に係る講師謝礼である。

学校の教育活動とは、教育課程内の活動のみを指すものではなく、学校が主体となって行う教育課程外の活動も含めたものを指す。また、校長は、学校の教育活動を始めとする学校運営に関して、その責任を有し、最終的な意思決定を行うが、講演会等は、教育課程外の活動として、校長の権限と責任のもと実施したものである。

イ 一方、トークセッションは、PTA・後援会OB会、同窓会からなる「金岡高校の「ゼロ・プラス・ワン」を支える実行委員会」（以下「実行委員会」という。）が主催し、金岡高校の施設の使用許可を得て同校の視聴覚教室で行われたものであり、同校主催の事業ではない。

(3) 学校経営計画と校長マネジメント経費の予算執行との整合性

ア 学校経営計画は、府立学校条例第7条において、「校長は、毎年、基本計画及び第5条の指針となるべき事項を踏まえ、当該府立学校の特色、その学校が所在する地域の特性その他の事情に応じ、当該府立学校における経営の視点を取り入れた運営の計画(学校経営計画)を定めなければならない。」と規定している。

学校経営計画は前年度の1月末に全府立学校から教育委員会事務局に原案が提出される。各校から提出された学校経営計画について、教育委員会事務局は、各校が重点的に取り組むべき学校経営の柱、個々の取組とその評価指標の整合性などについて確認し、各校長と協議を行う。こうした協議の中で、必要に応じて計画の修正を行い、3月末までに次年度の学校経営計画を確定する。

イ 平成 26 年度の金岡高校の学校経営計画では、めざす学校像の中で「すべての生徒と教職員が、日々、ゼロ・プラス・ワン※を実践！きのうと違う自分に出会える！そんな創造的な学園空間であらんとする。」（※挑戦と創造の意）と掲げている。

そうした空間をつくる取組として講演会等を開催したものであり、学校経営計画に沿ったものである。

(4) 請求人の主張について

ア 「生徒対象の学校行事、保護者対象の研究会・学習会及び教職員研修ではない。校長就任を私的に披露する意味合いが強い」について

(ア) 生徒約 180 名が参加した特別講演会は、学校行事として実施したものではないが、学校経営計画の実現に向けた教育活動として、全生徒に向けて希望者を募り、校長の権限と責任のもとに実施したものである。

(イ) トークセッションは実行委員会が主催した事業であり、学校の教育活動ではなく、生徒を対象としていない。府全体の教育力の向上に資するため、教育関係者に広く参加を呼び掛けたものである。

イ 「本件謝礼金 35 万円は学校教育に使うべき予算を圧迫している」について

校長のマネジメントの範囲には、どのような事業を実施するかだけでなく、どれだけの予算を割り当てるかも含まれる。本件謝礼金は、校長の権限と責任のもと、金岡高校の学校経営計画に掲げためざす学校像の達成に必要であると校長が判断して支出したものであり、請求人の主張には根拠がない。なお、35 万円という金額は、金岡高校長が堀江氏の講演担当者と協議調整の上、決定したものである。

ウ 「講演内容は、生徒・保護者・教職員に対して不適切なものであった」について

「皆さんが勉強していることは、社会ではほとんど役に立たない」は、学校の勉強は暗記することが多いが、それらは現代なら i P h o n e で検索すれば出てくることであるという意味。「自分が今、高校生だったら学校に行かずに i P h o n e のアプリを作っている」は、「学習の姿勢とかを変えていくべきなんじゃないかと思ったんですよ。」という文脈につながっていく。そして、学校に行く意味を生徒自らが改めて考え直す機会にしてほしいというメッセージとなった。

生徒の感想やアンケートの結果からは、堀江氏の発言を前向きに捉えていることがわかる。堀江氏の講演を聞いて学校をやめた生徒もいないとのことである。堀江氏が訴えたことは「やりたいことがあれば、受け身になるのではなく、まずは自ら考え動くことが大事である」という趣旨であり、全体として有意義な内容であった。請求人の主張に挙げられた堀江氏の発言は、ごく一部を切り取ったに過ぎず、考えの全体を示すものではない。

第4 監査の結果

1 事実関係

(1) 校長マネジメント経費について

ア 本件謝礼金は、校長マネジメント経費により、金岡高校で平成26年7月17日に実施された活動に対して支出されたものである。

イ 校長マネジメント経費の事業趣旨は、実施要領において、「すべての府立学校において、校長・准校長が強いリーダーシップを発揮し、中期的(3か年間)視点を踏まえて策定した学校経営計画に基づいて行われる、PDCAサイクルによる学校経営の一層の推進を図るために実施する」としている。

また、制度運用の参考資料として教育委員会事務局教育振興室高等学校課が作成した「校長マネジメント経費の予算配当の対象となるものについて」(以下「制度運用参考資料」という。)において、校長マネジメント経費での予算配当の対象は、『学校経営計画』に記された取組の実施に必要であること、『公費』で負担すべきものであること等とされている。あわせて、『校長マネジメント経費』は『校長の裁量で執行できる予算』と受け取られがちであるが、『校長裁量予算』(H19～22)とはまったく別の事業で、本予算の用途は事業目的である『学校経営計画』の実現に限定されている旨、明記している。

以上のことから、配当依頼の様式には、根拠となる学校経営計画の該当箇所を示す計画番号及び今年度の重点目標を記入し、教育委員会事務局は内容が学校経営計画に沿ったものか等を確認の上、配当を行っている。

ウ 校長マネジメント経費の平成26年度上半期予算配当については、府立学校から配当依頼(上半期)を5月2日(金)までに教育委員会事務局へ提出、同事務局は内容確認の上、予算の確保ができ次第、6月下旬までに配当を行う。なお、上半期配当依頼を提出後、緊急事案等によるやむを得ない計画の変更により予算科目の節等を変更する場合は、高等学校課と相談の上で随時の配当依頼を行う。

(2) 平成26年7月17日に実施された活動等について

ア 平成26年7月17日、金岡高校内では、概ね次のタイムスケジュールに沿って堀江氏による活動が行われた。

(ア) 12:00～13:00 「ホリエモン一日校長」(校長室～校内巡回～食堂でランチ)

(イ) 13:15～13:30 「ホリエモン・教育長・本校校長によるウェブ直前予告番組」(視聴覚教室)

(ウ) 13:30～14:45 第1部「特別講演会(講演と対話)」(視聴覚教室)

(エ) 15:00～16:00 第2部「堀江氏×教育長×金岡高校長 トークセッション」(視聴覚教室)

イ 第1部「特別講演会（講演と対話）」は、金岡高校主催で、金岡高校生を対象に定員200名（先着）で募集され、参加者は206名（生徒180名、教員20名、報道6名）であった。

第2部「堀江氏×教育長×金岡高校長 トークセッション」は、実行委員会主催で、府教育委員会・府立学校、府内市町村教育委員会・市町村立学校、府内私立学校の関係者、教育課程を履修する大学生・大学院生、学習塾関係者などの教育関係者を対象に定員150名（先着）で募集され、参加者は62名（教員20名、保護者21名、議員3名、府教育委員会職員3名、報道6名、その他9名）であった。

(3) 経費執行に至るまでの手続

本件謝礼金は、以下の手続を経て支出されている。

- ・ 上半期予算配当依頼（平成26年5月8日付け金岡高第43号）を教育委員会事務局教育振興室長へ提出。その後、本件講演依頼に係る支出を反映させるため、変更の予算配当依頼（平成26年7月10日付け金岡高第120号）を教育振興室長へ提出。同事務局は予算配当依頼の内容を確認した後、金岡高校へ予算配当。
- ・ 金岡高校では、「金岡高校『0+1（ゼロ・プラス・ワン）』特別講演会について（伺い）」（平成26年7月10日起案、同日施行。以下「講演実施伺い」という。）により、講演者（堀江氏）、講演内容（金岡高校生対象の講演及び対話会）、日時・場所（平成26年7月17日（木）、視聴覚教室）、謝礼金（350,000円）、講演対象（本校生徒200人）を意思決定。
- ・ 金岡高校長による支出負担行為（伺い）（起票日 平成26年7月14日）
- ・ 講演会等の実施（平成26年7月17日）
- ・ 金岡高校長による支出命令（伺い）（起票日 平成26年7月29日）

2 判断

請求人は、本件謝礼金は、校長マネジメント経費として支出すべきものではないとして、金岡高校長に本件謝礼金35万円を大阪府へ返還することを求めている。

(1) 財務面での規定への適合性について

本件謝礼金に係る校長マネジメント経費の予算配当依頼・配当手続は、上記1（3）記載のとおりであり、実施要領、制度運用参考資料に反する点は見当たらない。

また、府財務規則第3条では、「配当又は通知を受けた予算の額の範囲内において、支出負担行為をすること」及び「配当を受けた歳出予算の額の範囲内において支出の命令をすること」の権限を知事から予算執行機関の長に対して委任することが規定されている。予算執行機関の長として指定されている金岡高校長は、教育委員会事務局から配当を受けた予算の範囲内で支出負担行為や支出命令を行っており、府財務規則に反する点も認められない。

(2) 学校経営計画との整合性について

金岡高校から教育委員会事務局に対する配当依頼（平成26年7月10日付け）では、「今年度の重点目標」欄に「ソーシャル・スキル・トレーニングの実施」、「経営計画番号」欄には「1－（3）－ウ」が記載されている。

金岡高校の学校経営計画（平成26年度）の当該箇所を参照すると、「ソーシャル・スキル・トレーニング（傾聴力ピアリスニング、アンガーマネジメントなどのエモーショナル・リテラシーなどの育成）」「※まずは教員向けに各種のソーシャル・スキル・トレーニング研修を実施し（研修参加目標100%）、次年度以降、生徒向けのカリキュラムや教材を作成、実施する。」と記載されている。

校長マネジメント経費による支出は、上記1（1）イ記載のとおり、学校経営計画に記された取組の実施に必要なものに限定されている。講演会等の実施が計画実施に必要なものであるものかについては、計画の記述内容が抽象的であるだけに分かりづらい面があるものの、計画における「めざす学校像」が『『0＋1（ゼロ・プラス・ワン）』（挑戦と創造）きのうと違う自分に出会える』であることも考慮すると、計画との明らかな齟齬はなく、実施要領の要件を満たしていないとまでは言えない。

(3) 本件謝礼金の対象について

平成26年7月17日には、金岡高校主催の講演会等と実行委員会主催のトークセッションが実施されている。一般的に学校とは別の団体が主催するトークセッションに対しては公費を支出できないものと判断され、実施要領でも「校長マネジメント経費の対象は『公費』で負担すべきものであること」とされている。

金岡高校は「本件謝礼金は、講演会等に対して支出したものであり、トークセッションに対しては支出していない」と説明している。

この点については、（ア）平成26年7月10日付けの講演実施伺いでは「講演内容 金岡高校生対象の講演及び対話会」、「講演対象 本校生徒200人」と記載されていること、（イ）実行委員会がトークセッションの実施のため金岡高校から施設使用許可を得ていること、（ウ）実行委員会から金岡高校長、教育長に対し、トークセッションへの出演依頼文書が提出されていること等から、講演会等とトークセッションは区別して実施されており、本件謝礼金は講演会等に対して支出されているものと判断される。

(4) 本件謝礼金の金額の妥当性について

府立学校における講師料の算定に当たり、府立学校に一律に適用される講師謝礼基準は存在せず、教育委員会事務局の「教育振興室講師等謝礼額基準表」を参考として決定している。

同謝礼基準では、講演者等の職の種別に応じて上限額（講演1回の最高額は50,000円）を定め

ているが、「講師等の経歴等に特に考慮すべき内容があり本基準によりがたい時は、その都度伺い定めにより謝金の額を定める」と記載されている。

本件においては、平成26年7月10日付けの講演実施伺いにおいて、この記載に基づき謝礼金を決定する旨の伺い文を記載した上で、「謝礼金 350,000円」と意思決定している。

一方、実施要領及び制度運用参考資料上、一活動当たりの予算配当額及び予算執行額の上限を定めた規定は存在しない。

以上の事実に加え、著名人に講演等を依頼する場合の一般的な金額水準を考慮すれば、本件謝礼金の金額を35万円としたことについて違法・不当とまで言うことはできない。

(5) 請求人の主張について

ア 「参加者数の少なさから生徒対象の学校行事、保護者対象の研究会・学習会、教職員研修ではない。一方、議会関係者3名、府教育委員会3名、報道関係者6名、他校管理者4名が参加していることから校長就任を私的に披露する意味合いが強い」について

校長マネジメント経費の使途は、実施要領及び制度運用参考資料上、生徒対象の学校行事、保護者対象の研究会・学習会、教職員研修に限定されるものではなく、学校経営計画に記された取組の実施に係るものである限り、違法・不当とは言えず、「校長就任を私的に披露する意味合いが強い」とする請求人の主張には理由がない。なお、トークセッションについては本件謝礼金の対象外の活動である。

イ 「本件謝礼金35万円は学校教育に使うべき予算を圧迫している」について

校長マネジメント経費の一活動当たりの予算配当額及び予算執行額の上限を定めた規定は存在しないことから、本件謝礼金の金額が金岡高校の校長マネジメント経費の35/120の割合を占めていることが違法・不当とは言えない。

ウ 「講演内容が、生徒・保護者・教職員に対して不適切なものであった」について

講演者の発言内容は講演全体の中でその趣旨を判断すべきであり、また、請求人が指摘するごく一部の発言のみをもって、金岡高校が依頼した講演会等の活動を実施したことに対する本件謝礼金が違法・不当な公金の支出に当たるとまでは言えない。

3 結論

以上のとおり、本件謝礼金は違法又は不当な公金の支出であるという請求人の主張には理由がない。よって、請求人の請求を棄却する。

第5 意見

監査の結果は以上のとおりであるが、次のとおり意見を付す。

本件謝礼金は、第4 2 (3) 記載のとおり、講演会等に対して支出されており、トークセッ

ョンには支出されていないと認められるものの、本件のように、同じ日に同じ場所で公費の支出対象の活動と支出対象外の活動が実施されているような場合には、どの活動に対して公費支出するかをより明確化し、公費支出の対象について疑義が生じないように配慮しておくべきであった。

また、他校では校長マネジメント経費により 35 万円もの経費を使って著名人の講演等を依頼している事例は見当たらないとのことであり、講師選定の経緯や金額の妥当性についても合理的な説明ができるように明確化しておくべきであった。

今後、校長マネジメント経費による公費の支出に当たっては、当該経費の予算の用途は事業目的である「学校経営計画」の実現に限定されているものであり校長の裁量のみにより執行できるものでないことに特に留意し、厳格な事務処理を行われたい。